

一般社団法人防府観光コンベンション協会補助金交付要綱

平成21年5月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図ることを目的とした一般社団法人防府観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の実施する事業に係る補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

(補助の対象等)

第2条 市長は、予算の範囲内において、協会が行う事業の活動経費について、補助するものとする。

2 前項の規定による補助対象となる協会の行う事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 観光事業を行う機関並びに団体との連絡
- (2) 観光事業に関する研究並びに観光情報の収集頒布
- (3) 観光客の誘致及び観光地の紹介宣伝
- (4) 観光資源の保存及び開発
- (5) 観光行事及び各種イベントの支援
- (6) 観光地の美化及び観光案内施設の整備
- (7) その他、協会の目的達成のため必要な事業

(補助金の交付申請)

第3条 協会は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により協会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 協会は、補助金の交付の決定を受けたときは、補助金請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付する。

(実績報告)

第6条 協会は補助金の交付を受けたときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施事業に関する資料及び決算書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 協会は、補助金の交付を受けたときは、当該事業に係る収支を明らかにする帳簿その他関係資料を整備しておかなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。